

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

11	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

地域活性化起業人

- ① 企業派遣型（H26～）
② 副業型（R6～）

※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく副業の方式（副業型）により活用
- 地方公共団体としては、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築などのメリットがある

地方公共団体

（対象：1,432市町村）

- 三大都市圏外の市町村
- 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

民間企業

（三大都市圏に所在する企業等）

【① 企業派遣型】

- 要件
・自治体と企業が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（上限560万円/人）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【② 副業型】

- 要件
・自治体と企業に所属する個人が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上
・受入自治体における滞在日数は月1日以上
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人））
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

社員個人

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

12	地域おこし協力隊	URL	HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html 事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000242.html		 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			248	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限（報償費等：320万円、その他活動経費：200万円）**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

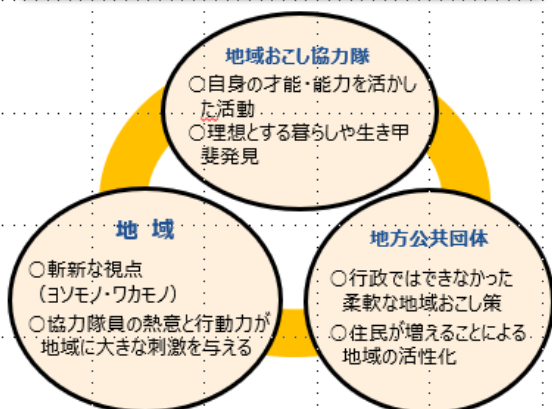
・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、**JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**



年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

13	地域運営組織 (RMO)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534	

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



●全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

14	集落支援員	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c- gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト				(百万円)	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536	

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

必須業務

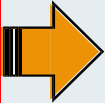
集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

- 専任※ 500万円
- 兼任 40万円

※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

15	社会教育主事、社会教育士	URL	HP/事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト				(百万円)	文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線2977)	

○ **社会教育主事**は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、**「地域全体の学びのオーガナイザー」**として、学校教育（行政）をはじめ、**首長部局が担う環境、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うことが期待されています。**

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

○ **「社会教育士」**は、令和2年度より始まった制度で、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。

○ 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、**「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」**として、教育委員会のみならず、**環境、農山漁村振興、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



農業・地域づくり

社会教育

(島根県安来市)

農村RMO(※)の役割・業務

(※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の話し合いの場を創出することが効果的

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい人のつながりと新たな**人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも幅広い人材が参画



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

16	地方創生カレッジ	URL	https://chihouseisei-college.jp/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
自治体職員・ 民間事業者・学生等	ソフト		1～2月頃		140 (百万円)	内閣府 地方創生室 03-6257-1412	

- ☐ デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。

